

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 いいづか消化器科・内科クリニック  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市島瀬町9番2号
- (3) 設立認可年月日 平成24年9月13日
- (4) 設立登記年月日 平成24年10月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	飯塚 佳彦	医療法人いづか消化器科・内科クリニック 診療所管理者
理事	飯塚 裕子	
同	飯塚 俊允	
監事	飯塚 英允	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	いづか消化器科・内科クリニック	長崎県佐世保市島瀬町9番2号 医療機関コード 4210227643	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)  
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和7年8月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設  
該当なし
- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当なし
- (7) その他  
なし

様式 3-2

法人名 医療法人いづか消化器科・内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市島瀬町9番2号

貸借対照表  
(令和 7 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	35,801	I 流 動 負 債	6,872
II 固 定 資 産	67,199	II 固 定 負 債	52,000
1 有 形 固 定 資 産	66,198	負 債 合 計	58,872
2 無 形 固 定 資 産	1,001	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 積 立 金	44,129
		純 資 産 合 計	44,129
資 産 合 計	103,001	負 債 ・ 純 資 産 合 計	103,001



様式 2

法人名 医療法人 いいつか消化器科・内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市島瀬町9番2号

財 産 目 録  
(令和7年8月31日現在)

1. 資 産 額	103,001 千円
2. 負 債 額	58,872 千円
3. 純 資 産 額	44,129 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	35,801
B 固 定 資 産	67,199
C 資 産 合 計 (A+B)	103,001
D 負 債 合 計	58,872
E 純 資 産 (C-D)	44,129

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 いいづか消化器科・内科クリニック  
理事長 飯塚佳彦 殿

私は、医療法人いいづか消化器科・内科クリニックの令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### <監査の方法の概要>

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月31日

医療法人いいづか消化器科・内科クリニック

監事 飯塚英允

